

事例検討会（民事訴訟法）問題

2025/05/20（鶴田）

（解答時間の目安：50 分）

問 以下は、法科大学院教員甲と法科大学院生乙との会話である。甲と乙は次の【設例】について検討している。以下の文章を読んで、〔課題 1〕と〔課題 1〕に答えなさい。なお、配点の割合は、1:1 である。

【設例】

X Y Z は兄弟で母 A の共同相続人である。

X Y Z は A の遺産相続をめぐり争いとなり、現在、家庭裁判所において、X Y Z を当事者とする A の遺産分割審判事件が係属している。その中で、Y は、ある不動産を生前 A から贈与されたため、当該不動産は A の遺産に属しないと主張するが、X はこの Y の主張を争い、A の遺産に帰属すると主張している。

甲「【設例】において、当該不動産が A の遺産に属することを終局的に確定するためには、X としては、どのような方法が採られるべきだろうか？」

乙「判例によれば、X は Y を被告として、当該不動産が A の遺産に属することの確認の訴え（以下、「遺産確認の訴え」という。）を提起します。」

甲「その通りだね。では、この場合に、Y が次のような主張をしたとしよう。

A の死後、本件遺産分割審判が係属する前に、X は Y を被告として、当該不動産を生前 A が B から買い受けたのではなく、X が B から買い受けたと主張して、当該不動産は X の所有であることの確認訴訟を提起した。審理の結果、当該不動産は生前 A が B から買い受けたと認定され、X の主張は容れられず、しかも、X は、A からの相続を原因とする 3 分の 1 の持分所有の主張をしなかったために、X の請求が全部棄却され、それが確定した。したがって、X は、遺産確認の訴えにおいて自らが A の遺産共有者であることを主張することは、前訴確定判決の既判力に抵触する、と主張した。

このような Y の主張は認められるだろうか。」

乙「たしか、判例によれば、Y がそのような主張をすることはできなかったような気がするのですが、それはなぜだったかは……。」

甲「遺産確認の訴えはどのような目的で存在するのかをおさらいしたうえで考えてみて下さい。」

〔課題 1〕 あなたが法科大学院生乙である場合、甲教員の質問に対して、どのように答えるべきかについて検討しなさい。

甲「続いて、【設例】において、XがYおよびZを共同被告として遺産確認の訴えを提起する前に、遺産分割にかかわる紛争に無関心なZは、自らの相続分全部をYに譲渡したとしよう。この相続分譲渡について、共同相続人間で争いがないとすると、Xが提起したYおよびZを被告とする遺産確認の訴えは、どのように取り扱われるであろうか。

ところで、乙くん、ここでいう相続分の譲渡とはいったい何かね。」

乙「はい、判例（最判平成13・7・10民集55巻5号955頁）によれば、『共同相続人間で相続分の譲渡がされたときは、積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分が譲受人に移転し、譲受人は従前から有していた相続分と新たに取得した相続分とを合計した相続分を有する者として遺産分割に加わることとなり、分割が実行されれば、その結果に従って相続開始の時にさかのぼって被相続人からの直接的な権利移転が生ずることになる』とあります。ただし、相続分の譲渡は相続放棄とは異なり(民法939条)、共同相続人は相続分を全部譲渡しても、共同相続人であることには変わりがないとされています。」

甲「ほう、民法のことはよく知っているね。では、この事例において、とりわけZの当事者適格に関して、Xの訴えはどのように取り扱われるべきかについて検討して下さい。ここでも、遺産分割審判の前提問題としての民事訴訟がなぜ存在するのかをおさらいするとよいと思います。」

〔課題2〕 あなたが法科大学院生乙である場合、甲教員の質問に対して、どのように答えるべきかについて検討しなさい。

以上